校訂本 第十三・十四冊解説

西里喜行

Ⅰ 校訂上の諸問題

一底本について

冊・第十四冊もその一環として位置づけられている。
文書を可能な限り再現する試みが進行中である。校訂本第十三
底本とし、新たに発掘された関連文書をも参照して、オリジナル
底本とし、新たに発掘された関連文書をも参照して、オリジナル

書を含んでいる。 書を含んでいる。 書を含んでいる。 第十三冊には第二集の最後の二冊であって、年代的に見ると第 構成されている第二集の最後の二冊であって、年代的に見ると第 構成されている第二集の最後の二冊であって、年代的に見ると第 は選光二十一年(一八四一)から道光三十年(一八五○) まで、第十四冊は道光三十年から咸豊八年(一八五八)までの文 書を含んでいる。

を写真撮影した影印本(以下、鎌倉本)を第一の底本としなけれれば、一九三三年(昭和八)に故鎌倉芳太郎氏がオリジナル文書オリジナル文書を可能な限り正確に再現するという方針からす

も含まれていない。

彰した影印本(東恩納本)にも第十三冊・第十四冊の文書は一点いるだけである。鎌倉氏よりやや遅れて故東恩納寛惇氏が写真撮いるだけである。鎌倉氏よりやや遅れて故東恩納寛惇氏が写真撮ぼならないが、残念ながら鎌倉本には第十三冊の文書は一つも含ばならないが、残念ながら鎌倉本には第十三冊の文書は一つも含

第十三冊・第十四冊の文書を含む写本で現存する異本は次の二つである。第一に、『歴代寶案』のオリジナル文書が外来村から「田沖縄県立図書館へ移管された直後の一九三三年から一九三八年「昭和十三」にかけて筆写され、翌年校訂完了したと推定される台北帝国大学の委嘱で旧沖縄県立図書館本=県図本)、第二に一九三六年(昭和十一)から数年かけて故小葉田淳氏を中心とする台北帝国大学の委嘱で旧沖縄県立図書館蔵本を抄写したものを、一九七二年(民国六十一)に台湾大学が影印刊行した影を、一九七二年(民国六十一)に台湾大学が影印刊行した影の本(以下、台湾大学本=台大本)である。台大本は諸写本の中で最も分量が多く、ほぼ全巻を包括していて『歴代寳案』のオリジナル文書の全体構成を留めているけれども、錯簡や筆写の際の誤字・脱字が多く、また影印に当たって脱落や錯簡が生じたとが記される部分も少なくなく、全体として良質の写本とはみなされていない。

二に県図本、第三に台大本を用いることにした。以上の点を考慮して、底本にはまず鎌倉本を第一に優先し、第

鎌倉本を底本にしたのは、巻一九三・巻一九四(以上、第十四

けではない。

二 目録と本文の対応関係等について

で別集(仏英情状等)相当の文書で本文に無いもの、本文に存在 で別集(仏英情状等)相当の文書が収録されている。台大本第三 世に収録されている『歴代寶案』第二集筆写本の巻頭には、上・ 一に収録されている『歴代寶案』第二集筆写本の巻頭には、上・ 一に収録されている『歴代寶案』第二集筆写本の巻頭には、上・ 一に収録されている『歴代寶案』第二集筆写本の巻頭には、上・ でに分けた目録が配置され、上には「歴代寶案二集目録」、下に 大変書の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変書の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変字』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変字』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変字』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変字』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ 大変字』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どういうわ

写なども重なって、目録と本文は必ずしも正確に対応しているわ巻の分け方が異なる事例も少なくなく、その上、巻数の表示の誤するのに目録に無いものの外、目録と本文では文書の配列順序や

できっては、「できょうでは、「本文に」」。 一定、「できょうでは、「本文に」」。 一定、「本文後半の一四号文書(咨謝の事)から二○号文書(執れば、巻一七九の一五号文書(咨謝の事)から二○・二一号文書(執照二通)までは、本文に欠落し、本文巻一七八の一四号文書がら二○号文書に相当する。 で書(執照二通)までは、本文に欠落し、本文巻一七八の一四号文書がら二○号文書に相当すること、前述の通りである。なお、 大書から二○号文書に相当すること、前述の通りである。なお、 を一七九の一四号文書は錯簡が甚だしい(後述)。

③巻一八二の場合。目録には十点の文書を列記しているが、本

文では目録冒頭の一号文書(表一通 進貢の事)が無く、二号文字では目録冒頭の一号文書(表一通 進貢の事)の大半は欠損している。なお、台大本の巻一八二に混入していた三点の文書(具題を詳請する事・正三文書と判断されるので、前掲三点の文書を巻一八二から巻一七六の三文書と判断されるので、前掲三点の文書を巻一七六を校訂によって復活させた。その際、三点の文書の欠損部分は他の関連文書によって復活させた。その際、三点の文書の欠損部分は他の関連文書によって推定し補修したことを付記しておきたい。

が三個所もある。その一番目に記されている内容のものは、本文は巻一八八の前半に収められているが、目録には巻一八八の標示摘している。――「目録の巻一八七の条にみえる文書は、本文で摘のでいる。――「目録のと 一八七の条にみえる文書は、本文であり、一巻一八八の場合。目録には巻一八八の標示が三個所にあり、

二十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
二十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。
こ十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。

し、十五点の文書を収録するのみである。本文では目録の最後の一六号文書(抄摺して行知する事)を欠落本文では目録の最後の一六号文書(抄摺して行知する事)を欠落の巻一九五の場合。目録には十六点の文書を列記しているが、

で、本文は三十三点の文書を含むことになる。が、本文の二三号文書(咨覆の事)は目録に記載されていないのの巻一九六の場合。目録には三十二点の文書を列記している

●巻一九八の場合。目録には三十点の文書を列記しているが、

号文書と二号文書は底本(県図本)では巻一七九の一五号文書とる事)は目録に含まれていない。なお、目録記載の巻一九九の一目録記載の一号文書(正朔の事)と二号文書(進貢の事)は本文目録記載の一号文書(正朔の事)と二号文書(進貢の事)は本文

六号文書に相当すると判断される(後述)。

で、本文は四十点の文書から構成されている。 文には欠落し、本文の一号文書(正朔頒告の事) が、目録記載の一号文書(勅一通)と二号文書 ⑩巻二〇〇の場合。目録には四十一点の文書を列記している (知照の事) は本 は目録に無いの

こと一歳、(道光) 二十六年に遣わす所の進貢頭号船に搭駕して、 だ閩省に到らざるに因り、(道光二十四年の貢使は)閩に留まる 国に到るべし。但、(道光) 二十五年に遣わす所の接貢船隻、未 二十四年の貢使存留して去年 官生向克秀の病故の一款、布政司の回咨は例として応さに(道光) の事情については、目録の概要には次のように説明されている。 光二十六年・道光二十七年の日付の文書が含まれている。その間 れた文書を収録しているけれども、その中には道光二十五年・道 帰帆文」、即ち道光二十七年に帰国した進貢船によってもたらさ 成する場合もある。たとえば、巻一八三は「道光二十七年未進貢 されているわけではなく、二~三年間の文書をまとめて一巻を構 される文書を基準として編修されているが、漂流遭難などの事情 で、各巻に収録される文書は必ずしも一年単位で年月日順に配列 目録と本文が必ずしも対応しない事例は以上の通りである。な 各巻の文書構成は基本的には進貢船や接貢船の船便でもたら (道光二十七年) 齎捧して国に到る」と。 「勅語・礼部の回咨曁び(道光)二十六年分の正朔、 (道光二十六年)を等ちて齎捧して 併びに

> 以後の文書をも含めて「道光二十七年未進貢帰帆文」として巻 て道光二十七年に進貢船で帰国したので、持参した道光二十五年 通り道光二十六年に帰国することができず、一年間福州に滞在し 福州へ到着しなかったために、道光二十四年派遣の進貢使は予定 八三に収録したというわけである。 要するに、道光二十五年に派遣した接貢船がなんらかの事情で

中で、琉球に逗留した英仏宣教師の退去について、 医を行い通商するを止めしめ、併せて留まる所の人を接回せしめ 督撫両院に転詳して聖諭を奏請し、躬ら嘆咈の両客、 て別に咨文を捧げ、前みて福建に詣らしめ、布政使司に陳請し、 ように説明されている。――「内に、特に王舅毛増光等を遣わし 文書で、最後の数行を留めるのみであるが、 概要を把握することが可能な事例もある。たとえば、巻一八二の ていたことが推測される。 交交渉を要請するための陳情使節の派遣を通知する文書も含まれ んとす等の事あり」と。アヘン戦争後の欧米列強の圧力が強まる 本文冒頭の文書(目録では二号文書の咨文「進貢の事」) また、本文で大半を欠損している文書でも、 目録の概要には次の 目録によってその 清国当局に外 国に在りて は欠損

三 錯簡・紛れ込み文書・欠損文書の処理について

台大本の第十三冊・第十四冊には錯簡が少なくなく、 県図本に

本年

に応じて次のような措置を講じることとした。県図本の錯簡・紛れ込み文書・欠損文書については、個々の事例県図本の錯簡・紛れ込み文書・欠損文書については、個々の事例の方ができます。

なかった。三号文書(抄摺して行知する事)の場合は、冒頭の欠 事)の場合は、後半の一部を欠損しているが、どの年度の正朔な 六の一号文書(具題を詳請する事)の場合は、冒頭の欠損部分を、 ことは前述の通りである。もっとも、三点の紛れ込み文書には錯 チック体で補い、冒頭見出しを「福建等処承宣布政使司為抄摺行 損部分と文末の欠損部分を、巻一七八の一四号文書を参照してゴ のか判定できなかったので、「後欠」と表示して処理せざるを得 ク体で補い、且つ文書発信者を「福建等処承宣布政使司」と推定 巻一七七の二号文書及び巻一七五の一三号文書を参照してゴチッ 簡があるだけでなく、欠損部分も少なくない。復活させた巻一七 知事」と推定して挿入する措置を採った。 して挿入した。復活させた巻一七六の二号文書(正朔を頒告する れ込み文書を一纏めにし、巻一七六として復活させることにした 本文では欠巻となっている。そこで校訂に当たっては、三点の紛 記載の巻一七六の三点の文書に相当するが、巻一七六は台大本の して行知する事)が紛れ込んでいる。三点の紛れ込み文書は目録 の巻の三点の文書(具題を詳請する事・正朔を頒告する事・抄摺 ①台大本の巻一八二には甚だしい錯簡文書が含まれていて、他

②底本に用いた県図本の巻一七八の一号文書(勅諭)の場合、

た上で両者を合体し、一号文書として再構成した。○頁上段)に紛れ込んでいるので、前者と後者の配置を入れ換えは三十八枚即ち一二三五三頁~一二三五四頁(台大本では七三七頁下段)には文末三行の記載があるだけで、文頭から一六行まで県図本巻一七八の一枚表即ち一二二八一頁(台大本では七三五一

を参照して前半部分をゴチック体で補った。け収めているが、『頒賜遺詔謝表』(法政大学沖縄文化研究所所蔵)頁~一二四一五頁(台大本では七三八五頁下段)には後半部分だ書であって、前半を欠損し、巻一七九の一枚表裏即ち一二四一四

③底本に用いた県図本の巻一七九の一号文書(表文)は欠損文

母底本に用いた県図本の巻一七九の一四号文書(咨覆の事)の金底本に用いた県図本の巻一七九の一四号文書(咨覆の事)のの一点を一二五○九頁(台大本では七四○八頁~七四○九頁上段と二十二四○一頁~一二三五七頁(台大本では七四○八頁~七四○九頁上段)に大び七三七○頁下段~七三七一頁上段)に分散して収められている。三箇所に分散されていた文書を一纏めにして巻一七九の一四号文書(咨覆の事)のの金。三箇所に分散されていた文書を一纏めにして巻一七九の一四号文書(咨覆の事)のの金には、前半部分は巻一七九の四十六枚~四十八枚即ち一二五○四段で書として再構成した。

には、一五号文書(咸豊七年正朔頒告の事)と一六号文書(咸豊したものであるにもかかわらず、底本に用いた県図本の巻一七九⑤目録によれば、巻一七九は「道光二十四年辰進貢文」を収録

書として収録することにした。 書として収録することにした。 書として収録することにした。 書として収録することにした。 を書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には錯節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、文書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の後半は欠損している。また、本書には母節があり、一六号文書の表記は母節があり、一六号文書の表記は母節があり、これを書き、一十九の三号文書には母節があります。

参照してゴチック体で補った。接回する事)は前半を欠損しているが、巻一八五の一四号文書を接回する事)は前半を欠損しているが、巻一八五の一四号文書をの底本の巻一八四の一号文書(恭しく勅書を迎え並びに使臣を

書として再構成した。

書として再構成した。

替わっている。校訂本第十四冊では本来の位置に戻して二五号文され、後続部分(台大本の七九八五頁~七九九○頁上段)と入れされ、後続部分(台大本の七九八五頁~七九九○頁上段)と入れる。

が切り離されて、本文書の後へ配置の底本の巻一九二の二五号文書(咨請の事)の場合、冒頭前段

現段階では、いかなる事情に因るものかは判明しないが、咸豊八県図本には、錯簡・紛れ込み文書・欠損文書などが少なくない。以上のように、底本としての台大本第十三冊及び第十四冊及び

い。校訂本第十五冊に収録予定の第三集・別集などに関する問題して新たに編成する必要に迫られたことと関係するのかも知れなして、欧米列強への対応に関わる文書を、別集(仏英情状等)と年後の文書を収録した第三集の外に、アヘン戦争後の外圧に直面

Ⅱ 内容上の諸問題

は今後の課題として保留しておきたい。

一 第十三冊・第十四冊収録文書の歴史的背景

欧米列強と東アジア

(一) アヘン戦争と清国・日本・琉球

は十九世紀に入ると、進貢船等の相次ぐ遭難事故、漂流・漂着船清国を中心とする東アジアの伝統的な国際秩序=冊封進貢体制

東洋史研究会 二〇〇〇年参照)。 東洋史研究会 二〇〇〇年参照)。 東洋史研究会 二〇〇〇年参照)。 第五十九巻第一号 国の利害対立等の体制内矛盾の増大に加え、自由貿易を要求する 国の利害対立等の体制内矛盾の増大に加え、自由貿易を要求する 国の利害対立等の体制内矛盾の増大、海賊集団の横行、宗主国と属 東洋史研究会 二〇〇〇年参照)。

圧倒的な軍事力でアヘン戦争に勝利したイギリスは一八四二年を弛めることなども認めさせた。居田の本軍事力でアヘン戦争に勝利した外、天主教禁止やの南京条約、翌年の虎門寨追加条約によって、広州・厦門・福州・の中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、協事裁判権をもの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止やの中仏黄埔条約でほどによりによりに対している。

もたらされ、さらに琉球から薩摩藩を通じて幕府へ伝達されてい戦状況などの戦争情報が福州から帰還した進貢船によって琉球へ世日本における海外情報と琉球の位置」『思想』七九六号 岩波世日本における海外情報と琉球の位置」『思想』七九六号 岩波 清国の隣国日本でも幕府や薩摩藩当局はアヘン戦争に重大な関

参照)。 に接近する外国船に薪水給予を認める措置を採ったのは、 った(『通航一覧続輯』第五巻附録三 清文堂出版 戦争終結直後の天保十三年(一八四二)七月二十六日のことであ い令」)を厳守すれば外国との戦争に至ることを恐れ、 スの軍事的脅威を知った幕府が、 れたことなどもその一例である。アヘン戦争情報によってイギリ ること、福州駐在のイギリス領事レイ(李太郭) 届けられた南京条約の漢文写しが、 従来の鎖国令 琉球側から薩摩藩へ転送さ (「無二念打ち払 から福州琉球館 一九七三年 日本列島 アヘン

の動揺とその諸契機」参照)。 縄島中部の北谷沖で座礁した際、琉球当局と薩摩藩の在番奉行は 来にわたって回避するためであった を救助・送還したのは、 以上の措置を講じたことを示している 琉球側ではすでに「無二念打ち払い令」を無視し、「薪水給予令」 た上、ジャンク船を建造して舟山島へ送り返していることから、 乗組員六十七名全員を救助し、四十余日にわたって手厚く待遇し 占領に参加したイギリス艦隊所属のインディアン・オーク号が沖 ところが、アヘン戦争さなかの一八四〇年八月十四 圧倒的軍事力を誇るイギリスの圧力を将 むろん、 (前掲西里 琉球側が遭難した乗組 冊封進貢体制 日 舟山

的価値に注目しただけでなく、講和交渉の中では福州琉球館の交食料品などを求めて戦艦を屢々琉球列島へ向かわせ、琉球の戦略しかし、イギリス当局はアヘン戦争の最終局面でも薪水・生鮮

結後、直ちに琉球へのアプローチを開始する。ことに成功した。その延長線上で、イギリス当局はアヘン戦争終易上の役割に注目して福州開港に固執し、福州を開港都市とする

(二) アヘン戦争後の異国船 (英仏艦船) 来琉

にかけての先島(八重山・宮古) がストレートに琉球列島へ加わりはじめたことを意味し、 を無視して強引に探査を繰り返したことは、アヘン戦争後の外圧 装兵や武器弾薬を満載したサマラン号の乗組員が琉球当局の意思 第三回は同年八月の那覇港への再来航である 垣島・与那国島・宮古島を経て沖縄島に至る琉球列島全域の探査 進貢体制の動揺とその諸契機」参照)。サマラン号の琉球列島探 査対象となっていたことに注目すべきであろう(前掲西里 陸地を探査したが、この航海探査の過程で、琉球列島が重要な探 ネオ・フィリピン・台湾・琉球・日本・朝鮮などの広範な海域と は、 となったであろう。サマラン号に続いて、多くのイギリス艦船が 局だけではなく冊封進貢体制全体を震撼させるに足るインパクト ン号航海記附記」『南島』第一輯 査は前後三回にわたっている。第一回は一八四三年十月から翌年 を目的として、一八四三年から四五年にかけて、 アヘン戦争にも参加したベルチャー艦長の率いるサマラン号 イギリス政府の命を受け、 清国航路とその周辺の地域の測量 探查、 南島研究所 第二回は四五年五月の石 (須藤利一「サマラ 一九四〇年)。武 清国沿岸・ボル 冊封

中心に 教を試みた。 育学部 隊司令官)が来航する予定なので、正式の回答は「大総兵」へ提 貿易を拒絶したところ、デュプランはさらに後日「大総兵」(艦 留まり、 法違反」として拒絶したが、フォルカードはその後二年間琉球に 出すること、その際の通訳を養成する必要があるので宣教師 を告げた。驚愕した琉球当局は貿易品を産出しないことを理由に ランス国王の命令で琉球とも貿易関係を築く目的で来航したこと て、フランスが清国と二百年もの間貿易関係にあること、 ヘン戦争後の外圧と琉球問題 オルカードを逗留させることを言明して出港した ス東洋艦隊の一艦船アルクメーヌ号(乗組員二三○名) 、入港した。翌日、上陸した艦長のデュプランは琉球当局に対し 八四四年四月二十八日 二〇〇〇年参照)。琉球当局は「異国人の逗留」を「国 琉球当局の厳しい監視のもとで、 」『琉球大学教育学部紀要』第五十七集 (道光二十四年三月十一日)、 道光・咸豊期の琉球所属問題を 琉球語の習得に努め布 (西里喜行 琉球大学教 が那覇港 今回フ フラン のフ

琉球当局は薩摩藩の在番奉行とも協議の上で、この年の進貢船の正副使に対して「フランス人が琉球の頭越しに清国と掛け合っの正副使に対して「フランス人が琉球の頭越しに清国と掛け合っる報告は削除するように」と指示したことに注目すべきであろうる報告は削除するように」と指示したことに注目すべきであろうでなく、フランスが琉球の頭越しに清国と交渉した場合、清国がでなく、フランスが琉球の頭越しに清国と交渉した場合、清国がフランスの要求を認める可能性があることを、琉球当局は最も恐れていたのである。

船が、 喇島人」の言いなりになっていると食料の供給を絶たれる恐れが 球側の貿易拒絶の理 反布・薬剤・黒糖・焼酎などの貿易品が豊富に存在するので、 渉の過程で、 六月、英国籍のベッテルハイム一家が上陸してから一ヶ月後に、 可能性は現実化しなかったけれども、デュプランが予告したフラ 局と交渉を繰り返し、 フランス東洋艦隊のセシーユ提督に率いられた三隻のフランス艦 ンスの「大総兵乗船」の来航は二年後に現実化した。一八四六年 琉球の頭越しの清仏交渉による琉球開国=和好・貿易・布教の 沖縄島北部の運天港に集結し、約一ヶ月にわたって琉球当 セシーユ提督は①琉球には金銀鉄はないというが、 由は成り立たないこと、 和好・貿易に関する条約締結を迫った。 ②琉球駐在の 「度佳 琉

> る。 くさざるを得なかった つ、巧みな引き延ばし戦術を駆使して条約締結の回避に全力を尽 易構想を積極的に推進しようとする薩摩藩の思惑をも見抜きつ ルのイギリスと対抗するための拠点を築くことにあったと思われ するセシーユ提督の最終的な狙いは、琉球を保護国としてライバ 六七八頁 して止まなかった(『大日本維新史料』第一編ノ一、六七○頁 が港を占拠し、 ロッパ人との貿易を断るならば、 貿易によって富豪となる可能性があるのに、迷夢から醒めずヨー ることもできること、③琉球は地理的に有利な位置にあり、 でも手に入れることができ、「日本人の厳密取り締まり」を免れ あるが、ヨーロッパ人と交易すれば琉球の必要とする商品はいつ 琉球当局もまたそのように受け止めて警戒し、他方で琉球貿 維新史料編纂事務局 一九三八年)。条約締結を要求 琉球を植民地化する可能性があることなどを強調 将来「貪欲の国」(イギリス) 外国

(三) 宗主国=清国の「内憂外患」

十九世紀の五○年代に入ると、琉球の宗主国=清国の社会経済を機は先鋭化し、五○年には洪秀全に率いられた太平軍が広西省の金田村で武装蜂起した。太平軍は五一年九月、永安を陥落させて「太平天国」と称し、五二年には湖南省へ進出、湖南省から江西・安徽へと勢力圏を拡大し、五○万の大軍を擁するに至った。五三年三月には南京を占領して天京と改め、ここを首都として国家形態を整備する。この間、清国側の軍隊は連戦連敗を重ねたが、五○年代後半には曾国藩や李鴻章らの「義勇軍」によって漸く対峙状況が形成された。

ジアの国際秩序を激しく動揺させることとなる。琉球王国につい五○年代の清国の内憂外患は冊封進貢体制を危機に陥れ、東ア

清国の援助を期待できなくなることを意味した。を意味しただけでなく、欧米列強の圧力に直面しても宗主国たるて言えば、清国の内憂外患は冊封進貢に重大な支障が生ずること

(四)一八五〇年代の「外圧」と琉球

判決を下した清国当局、一年半にわたって石垣島に逗留した多数 リカ艦船サラトガ号は、 ウン号事件へ関わっただけでなく、薩摩藩や幕府も事件の展開に 垣島に上陸させて苦力拿捕作戦を展開し、捕縛した苦力を清国当 苦力反乱と琉球王国』榕樹書林 二〇〇一年参照)。武装兵を石 件に琉球王国も巻き込まれることとなる(西里喜行『バウン号の 枝沖で座礁、三八○名の苦力が上陸したことから、東アジアの 生し、苦力たちに奪取されたバウン号が琉球列島南端の石垣島崎 バウン号上において、中国人労働者(苦力)の衝撃的な反乱が発 の浦賀に姿を現すことになる 注目せざるを得なかった。石垣島で苦力捕縛作戦を展開したアメ の苦力を保護し最終的に福州へ護送した琉球当局がロバート・バ に暗躍する欧米商人やバウン号船長の非道を弾劾して苦力に無罪 局へ引き渡して有罪判決を下すことを要求した英米側、苦力貿易 際秩序を揺るがせる国際事件へと展開したロバート・バウン号事 まった。五二年四月、琉球近海を航行中のアメリカ船籍ロバート・ 五〇年代に入ると、欧米列強の東アジアに対する圧力は益々強 ペリー提督に率いられて、まもなく日本

る。 的には琉球を幕藩体制の圏外に位置づけて対処してきたからであ 球の所属について明確な意思決定がなされておらず、従来、 の開港は当面回避された。幕府当局が那覇開港に抵抗したのは琉 地の一つに挙げられていたが、幕府当局の抵抗によって、 を開始した。アメリカ側の条約草案には琉球の那覇港も開港予定 交渉のため五四年二月四日那覇港を出発したペリー提督は二月十 提督の日本遠征のための拠点として位置づけられる。幕府との再 国』岩波書店 つ那覇へ寄港した(「ペリー提督意見書」『日本近代思想大系 江戸湾へ向かう途中の一八五三年五月、 日江戸湾へ入り、三月十五日から神奈川において日米条約交渉 リー提督率いるアメリカ東インド艦隊は日本開国交渉のため 一九九一年)。那覇港は以後一年余の間、 琉球占領の意図を秘めつ ペリー 那覇港 対外 一開

られただけでなく、ペリー提督一行の首里城訪問、国王会見の強べきであろう。琉球では条約締結が前代未聞の大事件と受け止め

要も琉球当局を驚愕させた

議米修好条約締結の翌年(一八五五年)、ゲラン提督の率いる で、土地の貸与、公館の建設まで強要し、居留地獲得の意図を で、土地の貸与、公館の建設まで強要し、居留地獲得の意図を 決死の請願を続けたが、ゲラン提督は交渉の場に多数の武装兵を 決死の請願を続けたが、ゲラン提督は交渉の場に多数の武装兵を 計月十五日、琉仏条約に調印させるに至った(『琉球王国評定所 文書』第十一巻「仏船三艘来着付那覇ニ而之日記」浦添市教育委 文書』第十一巻「仏船三艘来着付那覇ニ而之日記」浦添市教育委 大書』第十一巻「仏船三艘来着付那覇ニ而之日記」浦添市教育委

は中琉関係にも暗雲をたれ込めさせることになるのである。 ベン戦争の過程で締結された一八五八年の天津条約の一項、即ち 「外国領事の北京駐在」条項に反対する論拠として繰り返し言及 でかの日本史』N 東京大学出版会 一九九二年参照)。「外圧」 なかの日本史』N 東京大学出版会 一九九二年参照)。「外圧」

二 第十三冊・第十四冊収録文書の内容

――アヘン戦争後の中琉関係の諸相

件、 問題、 の概要と宝案文書の関連個所を指摘しておきたい。 した問題も少なくないことが判るであろう。 問題に加えて、アヘン戦争後の国際秩序の再編の中で新たに浮上 諸問題であって、 北京入城延期問題、 着難民の救助・送還問題、 遣問題、 ①琉球の貢期 の主要問題(懸案事項)を列挙すれば、次の通りである。 第十三冊・第十四冊収録文書の内容から浮かび上がる中琉関係 ③進貢使臣・官生等の死亡事件、④尚育王の死去と報喪使派 8石垣 ⑤慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題、 (進貢時期)改定問題、②進貢船・接貢船の遭難事 「漂着」苦力貿易船への対応問題、 従来の伝統的秩序のもとで繰り返されて来た諸 ⑩鋳銭用銅材 ⑦琉球滞在英仏人の退去要請をめぐる (銅地金)の提供問題、 以下、各事項(問題) ⑨琉球進貢使の ⑥漂流 等々の 即ち、 . 漂

遺し、福建当局と懸命の交渉を繰り返し、琉球の要請を北京当局 流遺準備中の琉球へ届いたのは、尚育王冊封の翌々年(道光二十 流球の貢期を四年一貢に改定するという道光帝の上論が、進貢船 流球の貢期を四年一貢に改定するという道光帝の上論が、進貢船 である。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢使を派遣した る。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢使を派遣した る。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢使を派遣した る。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢使を派遣した る。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢使を派遣した る。しかし、琉球当局はあえて上論を無視して進貢を派遣した

一七五 - 六など)が収録されている。一七五 - 六など)が収録されているが、第十三冊にも貢期回復の謝礼とは第十二冊に収録されているが、第十三冊にも貢期回復の謝礼として、皇帝あてに提出された表文・奏文(巻一七五 - 二、一七五して、皇帝あてに提出された表文・奏文(巻一七五 - 二、一七五して、皇帝あてに提出された表文・奏文(巻一七五 - 二、一七五十五 - 六など)が収録されている。

(5)慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題。道光帝の死去、咸島慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題。道光帝の死去、成島でありに進貢を続けながら、皇帝即位の「慶賀の方物」だけでなく、りに進貢を続けながら、皇帝即位の「慶賀の方物」だけでなく、皇后冊立の「慶賀の方物」、御書匾額の下賜に対する「謝礼の方物」を皇后冊立の「慶賀の方物」、御書匾額の下賜に対する「謝礼の方物」を豊帝の即位に当たり、琉球側は進貢品とともに「慶賀の方物」を豊帝の即位に当たり、琉球側は進貢品とともに「慶賀の方物」を豊帝の即位に当たり、琉球側は進貢品とともに「慶賀の方物」を豊帝の政治、武士の大学をも併せて受領してもらうための交渉を、延々と繰り返すことに、「一貢免除」問題。道光帝の死去、咸島慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題。道光帝の死去、咸

二二、巻一九二-二三、巻一九三-九、巻一九六-二六、巻一九 七-九、巻一九七-一〇、巻一九七-一一、巻一九九-一三、巻 六-二九、巻一九七-二、巻一九七-三、巻一九七-四、 も二十点以上の関連文書が収録されている(巻一九〇-七、 となる。従って歴代寳案文書の中でも、 巻一九一-二〇、巻一九二-一二、巻一九二-一四、巻一九二-九〇-一四、巻一九〇-一五、巻一九一-一八、巻一九一-一九、 六、巻一八九‐三七、巻一八九‐三八など)である。第十四冊に 巻一八七-一二、巻一八七-一三、巻一八八-八、巻一八九-三 る関連文書は二十点以上(巻一七四-一六、巻一七五-一八、巻 きな比重を占めることは当然であろう。第十三冊に収録されてい 流・漂着も頻発し、その救助・送還問題が外交交渉の重要な課題 船・接貢船・護送船などの公用船の遭難だけでなく、民間船の漂 三三、巻二〇〇-一三、巻二〇〇-一五、巻二〇〇-一六、巻二 巻一九六-一〇、巻一九六-一八、巻一九六-三二、巻一九六-巻一九二-一二、巻一九二-一三、巻一九二-一六、巻一九六-八、 第十四冊に十七点(巻一九○-六、巻一九一-五、巻一九二-六、 八二 - 四、巻一八三 - 一九、巻一八五 - 一五、巻一八五 - 一六、 ○○-二○、巻二○○-二六、巻二○○-三二)収録されている。 八〇-六、巻一八〇-七、巻一八〇-八、巻一八〇-九、巻一 七六-三、巻一七七-四、巻一七八-一三、巻一八〇-五、 ⑥漂流・漂着難民の救助・送還問題。中琉関係の中では、 漂流・漂着関連文書が大

1100 - 10など)。

むろん、前掲の遭難事件には、中国沿岸へ漂着した琉球船だけでなく、琉球列島へ漂着した中国船(中国人)や朝鮮国船(朝鮮人)の救護送還問題も含まれている。咸豊五年の接賃船で送還されたの事例(巻一九六-二九、巻一九七-二つ)、同じく咸豊五年の朝鮮人(韓致得ら)の事例(巻一九七-二)、同じく咸豊五年の朝鮮人(韓致得ら)の事例(巻一九七-二)、同じく咸豊五年の朝鮮人(韓致得ら)の事例(巻一九七-二十)、同じく咸豊五年の朝鮮人(金応彩ら)の事例(巻一九九-一三、巻一九九-一三、巻一九九-一四、巻二〇〇-一〇、巻二〇〇-三六など)である。

②琉球滞在英仏人の退去要請をめぐる問題。道光二十四年(一八四四)以来、琉球に不法滞在し続けた英仏宣教師を一日も早くしかし、自力で退去させることは不可能と判断した琉球当局は、たかった。英仏宣教師の退去要請のため、道光二十六年(一八四六)に、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にに、請論特使(毛増光=池城安邑ら)を福州へ派遣、福建当局にいた。 東における対英仏交渉が開始されたが、直接的には何らの効果もをたらさなかった。しかし、琉球側は進貢船・接貢船を派遣する

巻一九二‐二七、巻一九二‐二八、巻一九三‐一○、巻一九三‐されている(巻一九二‐八、巻一九二‐一五、巻一九二‐二六、追と問題の件で、再度請諭特使(馬克承=小禄良忠)を福州へ派退去問題の件で、再度請諭特使(馬克承=小禄良忠)を福州へ派には石垣島「漂着」の中国人苦力(労働者)の送還問題と英仏人たびに同様の要請を繰り返しただけでなく、咸豊二年(一八五二)

事件であった。咸豊二年(一八五二)二月、カリフォルニアへ向 忠)を福州へ派遣したことは前述のとおりである。最終的には も清国当局の協力と許可を得るため、請諭特使(馬克承=小禄良 球当局は英仏宣教師の退去問題とともに苦力の送還問題について 留し、郷里(福建省)への送還を繰り返し要請したことから、琉 米英艦隊に捕縛され、 カ船籍)が、虐待に耐えかねた苦力たちによって奪取され、台湾 けて琉球近海を航行中の苦力貿易船ロバート・バウン号(アメリ 秩序は動揺する。その象徴的な事件の一つがロバート・バウン号 に入ると、欧米の「外圧」は益々強まり、東アジアの伝統的国際 を遂げた苦力のほか、 ことになる(前掲西里『バウン号の苦力反乱と琉球王国』参照)。 た。その取り扱いをめぐって、琉球当局は困難な状況に直面する へ引き返す途中石垣島の崎枝沖で座礁、三八○名の苦力が上陸し ⑧石垣「漂着」苦力貿易船への対応問題。咸豊期(一八五○年代) あるいは射殺、病死、自殺などで非業の死 一七〇名余の苦力は一年余の間石垣島に逗

「一九六 - 二七、巻一九六 - 二八)。

一九六 - 二七、巻一九六 - 二八)。

懸命の請願を繰り返すことによって、辛うじて進京して進貢の任 史研究会 二〇〇六年参照)。咸豊二年(一八五二)、咸豊四年(一 封問題とその周辺-十三冊に一点(巻一七九-九)、第十四冊に六点(巻一九三-九、 至った。この間の琉球進貢使の進京をめぐる問題については、 務を果たすことができたが、咸豊十年(一八六〇)、同治元年 令を受けながらも、 喜行「咸豊・同治期 琉球進貢使の北京行き(進京)は困難を窮めるようになる(西里 内憂外患 戦争後の伝統的国際秩序の動揺、とりわけ一八五○年代の清国の 八六二)の進貢使はついに進京できず、中琉関係は危機に陥るに 八五四)、咸豊六年(一八五六)、咸豊八年(一八五八)の進貢使 ⑨琉球進貢使の北京入城延期問題。一八四○~四二年のアヘン 通常の旅程を大幅に狂わされ、清国当局から進京中止の命 (太平天国の乱、 いかなるリスクを冒しても進京したいという ——」『東洋史研究』第六十四巻第四号 (幕末維新期)の中琉日関係再考 第二次アヘン戦争)の影響を受けて、 尚泰冊 東洋

巻二〇〇 - 二四)の関連文書が収録されている。巻一〇〇 - 二三、巻一九九 - 二、巻一九九 - 一〇、巻二〇〇 - 二三、

ぐって 当局は突然、 は三点の関連文書(巻一九九 - 一二、巻二〇〇 - 一〇、巻二〇〇 済協会 には応じざるを得なくなる(西里喜行「咸豊・同治期 りあえず財政危機は緩和できた。しかし、まもなく鋳銭用の銅材 ことになる。各省に先駆けて銅銭鋳造を開始した福建省では、 機に直面した清国当局は、 貢品の枠外で銅材を提供することに難色を示したものの、 権を各省に委譲し、 (銅地金) が払底したことから、咸豊六年 (一八五六) 冬、 ⑩鋳銭用銅材 の中琉日関係に関する一考察 ——」『第十届中琉歴史関係学術会議論文集』中琉文化経 二〇〇七年参照)。この間の経緯について、第十四冊に が収録されている。 琉球側に銅材購入を申し入れた。琉球側は当初、 (銅地金) 各省当局は独自の判断で銅銭鋳造に乗り出す 一八五〇年代後半に入ると、 の提供問題。内憂外患によって財政危 銅材献納 (購入) (幕末維新 貨幣鋳造 問題をめ 最終的 と 進 建

(五九九~六一三頁)。 ※『歷代寶案』校訂本第十四冊